二十八　法第八条第二項第四号、第四号の二、第五号又は第六号に掲げる事項に係る施設（法第三条第四号の施設を除く。）で次に掲げる要件を全て満たすもの

イ　（略）

ロ　当該施設の設置により、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ハ　ロに掲げるもののほか、当該施設の設置により、農用地の集団化、農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ニ～ト　（略）

2　（略）

（法第十五条の二第一項第八号の農林水産省令で定める行為）

第三十六条　法第十五条の二第一項第八号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～八　（略）

（法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為）

第三十七条　法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～三十一　（略）

（農地法施行規則の一部改正）

第四条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（削る。）	（別段の面積の基準） **第十七条**　法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　設定区域（農業委員会が法第三条第二項第五号の規定に基づき別段の面積を定める区域をいう。第三号及び次項において同じ。）は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。 二　農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は十アール以上であること。 三　農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること。 2　設定区域が次の各号のいずれにも該当する場合には、法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とする。 一　当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。